

川口市卓球連盟規約

第一章（総則）

- 第1条 本連盟は川口市卓球連盟と称する。（以下「本連盟」）という。
- 第2条 本連盟の事務局は会長指定の場所に置く。
- 第3条 本連盟は川口市卓球界を代表し卓球の進歩発展と技術の研究を行い会員相互の親睦を図る事を目的とする。

第二章（事業）

- 第4条 本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 市内各種大会、講習会ならびに研究会等。
 2. 川口市代表選手の選抜及び派遣。
 3. その他本連盟の目的を達成する事業。

第三章（構成）

- 第5条 会員は次の通りとする。
1. 本連盟は本市内に在住、在勤または在学し、本連盟の趣旨に賛同する卓球愛好者。 *同一人の登録は1ヶ所に限る。
 2. 市外在住者の場合、本連盟の趣旨に賛同する卓球愛好者
但し、他市町村連盟加盟者は不可。
- 第6条 本連盟に加盟しようとする者は、理事会の承認を得なければならない。
- 第7条 本連盟の会員は所定の会費を納入しなければならない。
会費は別に定める。

第四章（役員）

- 第8条 本連盟に次の役員を置く。
1. 会長 1名
 1. 副会長 若干名
 1. 理事 若干名
 1. 理事長 1名・副理事長 若干名・常任理事 若干名・会計 2名
監事 2名
 1. 評議員 (5名以上のチーム加盟責任者とする)

第9条 役員職務は次の通りとする。

1. 会長は本連盟の会務を統轄し、本連盟を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事長は会長及び副会長を補佐して会務を把握し、会長および副会長事故あるときはその職務を代行する。
4. 副理事長は理事長を補佐する。
5. 常任理事および理事は、会長の指示に従い職務を遂行する。
6. 監事は会計を監査し、その結果を評議員会に報告する。

第10条 役員選任は次の通りとする。

1. 会長および副会長は評議員会で選任する。
2. 理事長および副理事長、常任理事は理事会において推薦し、評議員会の同意を得て会長が委嘱する。
3. 理事は、本連盟会員中より評議員会において選出する者、および評議員会の同意を得て会長が委嘱する者若干名とする。
ただし、会長が委嘱する理事の数は理事総数の3分の1をこえることができない。
4. 監事は評議員会において推薦し、会長が委嘱する。

第11条 本連盟に名誉会長1名、名誉副会長、および顧問、相談役、参与を若干名置くことができる。

名誉会長、名誉副会長、および顧問、相談役、参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。

第12条 名誉会長、名誉副会長、および顧問、相談役、参与は会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

第13条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

1. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
2. 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第五章 (機 関)

第14条 評議員会は毎年1回春季に会長が招集する。

又、会長が必要と認めたとき、または評議員総数の3分の1以上の要求があったときは、会議の目的を示して臨時に評議員会を招集しなければならない。
その議長は会長があたる。

第15条 評議員会は本連盟の最高議決機関であり、過半数をもって成立するものとする。
ただし委任状も認める。

第16条 評議員会において次の事項を決議する。

1. 事業報告
2. 事業計画および収支予算
3. 収支決算および資産の状況

4. 役員を選出

5. その他重要な事項

第17条 評議員会の議事は出席議員の過半数で議決するものとし、可否同数のときは議長が決定する。

第18条 理事会は必要に応じて理事長が招集し、正副理事長、常任理事、理事をもって構成する。その議長は理事長があたる。

監事は理事会に出席し、意見を述べることができるが、議決に加わることはできない。

第19条 常任理事会は必要に応じて理事長が召集し、正副理事長、常任理事、会計、監事をもって構成する。その議長は理事長があたる。

監事は常任理事会に出席し、意見を述べるができるが、議決に加わることはできない。

第20条 本連盟は会務遂行のため、部会および委員会を設けることができる。

第21条 部会および委員会の設置は理事会で定める。

第六章 (会 計)

第22条 本連盟の資産管理については評議員会の議決を要する。

第23条 本連盟の経費は加盟および登録費、補助金、寄付金その他の収入をもって充当する。ただし、一旦納入した会費は一切返還しない。

第24条 本連盟の会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

第25条 本連盟は理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

第七章 (賞 罰)

第26条 本連盟の事業に対し業績顕著なるもの、および選手として優秀な成績を納めた者は理事会において選考し、会長名をもって表彰することができる。

第27条 本連盟の名誉をきずつけ又は、連盟の目的にそむく行為をした場合は、理事会の議決を経て会長が除名又、何等かの制裁をすることができる。

第八章 (規約変更)

第28条 本規約を変更するときは、評議員総数の2分の1以上の同意による議決を要する。

細 則

第29条 本連盟規約は平成10年2月16日付をもって改正する。

川口市卓球連盟少年部

1. 本部会は川口市卓球連盟規約第20条及び21条により設置する。
1. 本部会は市内卓球スポーツ少年団の育成及び市内小中学生の卓球技術の普及発展に寄与することを目的とする。
1. 本部会の役員は部長 1名 (川口市卓球連盟理事)
副部長 若干名とする。

任期は川口市卓球連盟規約第13条に準ずる。